

桜の聖母短期大学障がい学生支援に関する基本方針

桜の聖母短期大学学生支援に関する基本方針

桜の聖母短期大学（以下、「本学」という）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、能力と修学意志を持つ学生が、障がいの種別や程度によって修学等の機会を損なうことのないよう、以下の方針で学生支援を行います。

【機会の確保】

障がいのある学生（身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、その他の難病に起因する障がいを含む心身の機能の障がい）が、正当な理由なく修学等の機会の提供を拒否されたり、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けられる等がないよう、修学および研究、その他本学が行う活動について現状で可能な限り機会の確保に努めます。なお、このために必要となる特別な措置は、不当な差別的取扱いではありません。

【支援体制】

障がいのある学生が学生生活における不利益を受けないよう配慮した学生支援方策の検討および実施を、学長のリーダーシップのもと、学科、専攻、関係部署等が連携して行います。また、学生・教職員に対し、障がい学生支援に関する理解促進・意識啓発に取り組みます。

【個人情報の保護と守秘義務】

学生支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む）の管理を厳密に行います。ただし、障がい学生への連携支援を行うために必要不可欠と本学が判断した場合に限り、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の開示および共有を行うことができるものとします。

【教育方法等】

障がいのある学生に対して教育上必要かつ適切な合理的配慮に努めます。

【施設・設備】

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

【情報公開】

障がいのある学生に対する支援の体制や内容について、情報を公開します。

2020年1月28日
桜の聖母短期大学
学長西内みなみ